

令和元年第 2 回

富谷市議会臨時会議案書

令和元年5月21日提出

富 谷 市

令和元年第2回 富谷市議会臨時会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第 3 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・	3

承 認

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例等の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市介護保険条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市一般会計補正予算（第7号））・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0

承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号））	5 1
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	5 2
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（改元に伴う関係条例の整理に関する条例）	5 3

議案第 1 号

富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

富谷市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて，地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 平 間 時 子

生年月日

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市固定資産評価審査委員会委員 平間時子は，令和元年6月22日をもって任期満了となるため。

議案第 2 号

富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

富谷市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて，地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 眞 山 信 一

生年月日

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市固定資産評価審査委員会委員 菊地清は，令和元年6月22日をもって任期満了となるため。

議案第 3 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 増 田 恵 美 子

生年月日

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 増田恵美子は，令和元年6月10日をもって任期満了となるため。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例等の一部を改正する条例）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和元年 5 月 21 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。

富専第 1 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成 31 年 3 月 29 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市税条例等の一部を改正する条例

(富谷市税条例の一部改正)

第1条 富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第34条の6 略 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、当該<u>特例控除対象寄附金の額の合計額</u>が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(3) 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第34条の8～第150条 略 附 則	第1条～第34条の6 略 (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に<u>第1号に掲げる寄附金</u>を支出し、当該<u>寄附金の額の合計額</u>が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(3) 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第34条の8～第150条 略 附 則

改正後	現 行
	<u>用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から第36条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u>
2 <u>前項の規定の適用が</u> ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定	3 <u>第1項の規定の適用が</u>ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定

改正後	現行
する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した額とする。 第8条 略 （個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等） 第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により <u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u> _____」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金 _____を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の	する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した額とする。 第8条 略 （個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等） 第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって<u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金 _____</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長 _____</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の

改 正 後	現 行
求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 略 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には____、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2	求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 略 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2

改 正 後	現 行
項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 2・3 略 4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第31項第2号に規定す	項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 第10条 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。 2・3 略 4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第30項第2号に規定す

改 正 後	現 行
る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1 2 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1 2 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1 3 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1 3 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1 4 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1 4 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1 5 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1 5 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1 6 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1 6 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	1 7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
1 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	1 8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
1 9 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1 9 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 0 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 0 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

改 正 後	現 行
2 1 <u>法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 1 <u>法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 2 <u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 2 <u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 3 <u>法附則第 1 5 条第 4 0 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。	2 3 <u>法附則第 1 5 条第 3 9 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
2 4 <u>法附則第 1 5 条第 4 4 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	2 4 <u>法附則第 1 5 条第 4 3 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
2 5 <u>法附則第 1 5 条第 4 5 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	2 5 <u>法附則第 1 5 条第 4 4 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
2 6 <u>法附則第 1 5 条第 4 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。	2 6 <u>法附則第 1 5 条第 4 6 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。
2 7 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	2 7 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 1 0 条の 3 略	第 1 0 条の 3 略
2 ～ 5 略	2 ～ 5 略
6 <u>法附則第 1 5 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 1 2 条第 1 6 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>	

改 正 後	現 行
(2) <u>家屋の所在, 家屋番号, 種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>7</u> 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 1 2 条第 1 9 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>8</u> 法附則第 1 5 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について, これらの規定の適用を受けようとする者は, 同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第 1 2 条第 2 3 項</u>に掲げる者に該当する者の住所, 氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第 1 2 条第 2 4 項</u>に規定する補助金等, 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	<u>6</u> 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 1 2 条第 1 7 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>7</u> 法附則第 1 5 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について, これらの規定の適用を受けようとする者は, 同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第 1 2 条第 2 1 項</u>に掲げる者に該当する者の住所, 氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第 1 2 条第 2 2 項</u>に規定する補助金等, 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

改正後	現 行
(7) 略 <u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 <u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 <u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 略 <u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けよ	(7) 略 <u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 <u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 <u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) 略 <u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けよ

改正後	現 行
うとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第１２条第１９項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>１３ 略</u> <u>（平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u> <u>第１０条の４ 法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日（第５４条第５項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第１６条の２第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、１月３１日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を</u>	うとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第１２条第１７項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>１２ 略</u>

改正後	現 行
<u>有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 1 2 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 2 8 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 1 6 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第 1 6 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成 3 1 年度分及び平成 3 2 年度分の固定資産税については、第 7 4 条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第 1 6 条の 2 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災</u>	

改 正 後	現 行
<u>共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第１６条の２第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> <u>(5) 法附則第１６条の２第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> <u>４ 法附則第１６条の２第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、</u>	

改 正 後	現 行
<u>「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> 第 1 1 条～第 1 2 条 略 (用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置) 第 1 2 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律 <u>(平成 3 0 年法律第 3 号) 附則第 2 2 条</u>の規定に基づき、平成 2 1 年度から<u>平成 3 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第 1 8 条の 3 の規定を適用しない。 第 1 3 条～第 1 5 条 略 (軽自動車税の税率の特例) 第 1 6 条 <u>平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定 (次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。) を受けた法附則第 3 0 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成 3 1 年度分</u> _____ _____ _____ _____ の軽自動車税に係る第 8 2 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略	第 1 1 条～第 1 2 条 略 (用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置) 第 1 2 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律 <u>(平成 2 1 年法律第 9 号) 附則第 9 条</u> の規定に基づき、平成 2 1 年度から<u>平成 2 3 年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第 1 8 条の 3 の規定を適用しない。 第 1 3 条～第 1 5 条 略 (軽自動車税の税率の特例) 第 1 6 条 <u>法附則第 3 0 条第 1 項</u> _____ _____ _____ _____に規定する三輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定 (以下この条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して<u>1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>の軽自動車税に係る第 8 2 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略

改 正 後			現 行		
			2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
			第2号ア	3,900円	1,000円
				6,900円	1,800円
				10,800円	2,700円
				3,800円	1,000円
				5,000円	1,300円
			3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
			第2号ア	3,900円	2,000円
				6,900円	3,500円
				10,800円	5,400円

改 正 後			現 行		
				3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
				5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
— — — — — — — — —			4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
			第2号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
				6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
				10, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
				3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
				5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄			5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄		

改 正 後	現 行											
定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。											
<table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td><u>3, 900円</u></td><td><u>3, 000円</u></td></tr><tr><td><u>6, 900円</u></td><td><u>5, 200円</u></td></tr><tr><td><u>10, 800円</u></td><td><u>8, 100円</u></td></tr><tr><td><u>3, 800円</u></td><td><u>2, 900円</u></td></tr><tr><td><u>5, 000円</u></td><td><u>3, 800円</u></td></tr></table>	第2号ア	<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>	<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>	<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>	<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>	<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>	
第2号ア		<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>									
		<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>									
		<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>									
		<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>									
	<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>										
(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4 略 第16条の3～第21条の2 略 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)	(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第7項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4 略 第16条の3～第21条の2 略 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)											

改 正 後	現 行
第 2 2 条 略 2 略 3 法附則第 5 6 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名<u>又は名称</u>） (2)～(5) 略 4 法附則第 5 6 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>特定仮換地等</u>（以下この項において「<u>特定仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等</u><u>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。 第 2 3 条 略	第 2 2 条 略 2 略 3 法附則第 5 6 条第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名_____） (2)～(5) 略 4 法附則第 5 6 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>仮換地等</u>（以下この項において「<u>仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等に</u><u>対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。 第 2 3 条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。。

第 2 条 富谷市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第36条 略 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～5 略 <u>6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u> <u>9 略</u> 第36条の3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第1条～第36条 略 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～5 略 <u>6 略</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u> 第36条の3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u> _____ 給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改 正 後	現 行
(1)・(2) 略 <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4) 略</u> 2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等</u>_____の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) 略 <u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>	(1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> 2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u>_____ _____ _____ _____ _____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u>_____ <u>公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1)・(2) 略

改 正 後	現 行
(4) 略 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 略 (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によ	(3) 略 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 略 (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によ

改 正 後	現 行
り <u>提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定により</u> 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には _____, その者に対し, 10 万円以下の過料を科する。 2・3 略 第 37 条～第 150 条 略 附 則 第 1 条～第 15 条 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>) 第 15 条の 2 <u>法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)</u> に掲げる三輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては, 当該三輪以上の軽自動車の取得が平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間 (附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) <u>に行われたときに限り, 第 80 条第 1 項の規定にかかわらず, 軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>) 第 15 条の 2 の 2 略 2 <u>県知事は, 当分の間, 前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し, 三輪以上の軽自動車</u>が法第 446 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)<u>又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を</u>含	<u>って提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定によって</u>申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合 <u>においては, その者に対し, 10 万円以下の過料を科する。</u> 2・3 略 第 37 条～第 150 条 略 附 則 第 1 条～第 15 条 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>) 第 15 条の 2 略

改 正 後	現 行
<u>む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の</u>	

改 正 後	現 行
<u>不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例） <u>第１５条の２の３</u> 略 第１５条の３～第１５条の５ 略 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第１５条の６ 略 ２ 略 <u>３ 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第８１条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。</u> （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１６条 法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第８２条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例） <u>第１５条の２の２</u> 略 第１５条の３～第１５条の５ 略 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第１５条の６ 略 ２ 略 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１６条 法附則第３０条 _____ に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定 _____ を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第８２条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略

改 正 後	現 行													
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア (イ)</td><td>3, 9 0 0 円</td><td>1, 0 0 0 円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア (ウ) (i)</td><td>6, 9 0 0 円</td><td>1, 8 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0, 8 0 0 円</td><td>2, 7 0 0 円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア (ウ) (ii)</td><td>3, 8 0 0 円</td><td>1, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円</td><td>1, 3 0 0 円</td></tr></table>	第2号ア (イ)	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円	第2号ア (ウ) (i)	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円	第2号ア (ウ) (ii)	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円	
第2号ア (イ)	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円												
第2号ア (ウ) (i)	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円												
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円												
第2号ア (ウ) (ii)	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円												
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円												
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定														

改 正 後			現 行	
を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
第2号ア (イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円		
第2号ア (ウ) (i)	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円		
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円		
第2号ア (ウ) (ii)	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円		
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円		
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のものの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
第2号ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円		
第2号ア (ウ) (i)	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円		
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円		
第2号ア (ウ) (ii)	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円		
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円		

改 正 後	現 行
<u>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</u> <u>第 1 6 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</u><u>が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 8 3 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 8 7 条及び第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。</u> <u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計</u>	<u>第 1 6 条の 2 削除</u>

改 正 後	現 行
<u>算した金額を加算した金額とする。</u> 第16条の3～第23条 略	第16条の3～第23条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。。

第3条 富谷市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第23条 略 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦、 <u>寡夫又は单身児童扶養者</u> （これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 第25条～第150条 略 附 則 第1条～第15条の6 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から <u>第5項</u> までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して	第1条～第23条 略 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦 <u>又は寡夫</u> _____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 第25条～第150条 略 附 則 第1条～第15条の6 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から <u>第4項</u> までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して

改 正 後	現 行
14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
2～4 略	2～4 略
<u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の	第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の

改 正 後	現 行
認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略 第16条の3～第23条 略	認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略 第16条の3～第23条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 富谷市税条例等の一部を改正する条例(平成28年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、富谷市条例第82条第2号アの規定中

「(ウ) 四輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 を

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

「(ウ) 四輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 に改め,

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「, 当分の間」を加え, 同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1

項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 富谷市税条例等の一部を改正する条例（平成30年富谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、富谷市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項

の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富谷市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中富谷市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中富谷市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の富谷市税条例（以下「新

条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	を支出し、当該特例控除対象 寄附金	又は第1号に掲げる寄附金 (平成31年6月1日前に 支出したものに限る。)を支出し、これらの寄附金
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法 第314条の7第1項第1 号に掲げる寄附金(平成31 年6月1日前に支出したも のに限る。)
	送付	送付又は富谷市税条例等の 一部を改正する条例(平成3 1年富谷市条例第10号)附 則第2条第4項の規定によ りなお従前の例によること とされる同条例第1条の規 定による改正前の富谷市税 条例附則第9条第3項の規 定による同条第1項に規定 する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第

1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の富谷市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき富谷市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の富谷市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の富谷市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の富谷市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成 31 年 3 月 29 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和４４年富谷町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条 略 （課税額） 第２条 略 ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>６１万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>６１万円</u>とする。 ３・４ 略 第３条～第２２条 略 （国民健康保険税の減額） 第２３条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>６１万円</u>を超える場合には、<u>６１万円</u>）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）の合算額とする。 （１）略	第１条 略 （課税額） 第２条 略 ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>５８万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>５８万円</u>とする。 ３・４ 略 第３条～第２２条 略 （国民健康保険税の減額） 第２３条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>５８万円</u>を超える場合には、<u>５８万円</u>）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）の合算額とする。 （１）略

改 正 後	現 行
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 第23条の2～第27条 略	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 第23条の2～第27条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市介護保険条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成 31 年 3 月 29 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市介護保険条例の一部を改正する条例

富谷市介護保険条例（平成１２年富谷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条 略 （保険料額） 第２条 略 ２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３０年度__ _____における保険料額は、同号の規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。 <u>３ 第１項第１号から第３号までに掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度における保険料額は、同項第１号から第３号までの規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。</u> 第３条～第１６条 略	第１条 略 （保険料額） 第２条 略 ２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３０年度か <u>ら平成３２年度までの各年度</u>における保険料額は、同号の規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。 第３条～第１６条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の富谷市介護保険条例第２条の規定は、平成３１年度分の保険料から適用し、平成３０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市一般会計補正予算
（第7号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富谷市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（改元に伴う関係条例の整理に関する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 9 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

改元に伴う関係条例の整理に関する条例（別紙のとおり）

平成 31 年 4 月 30 日

富谷市長 若 生 裕 俊

改元に伴う関係条例の整理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）により平成31年4月30日の翌日から元号が令和に改められることに伴い、現に効力を有する条例（以下「既存の条例」という。）の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に、「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成31年10月」を「令和元年10月」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年」を「令和2年」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成32年9月30日」を「令和2年9月30日」に、「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に、「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に、「平成33年」を「令和3年」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に、「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「平成45年度」を「令和15年度」に、「31年新条例」を「元年新条例」に、「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「32年新条例」を「2年新条例」に、「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

2 前項の規定により、字句を改めることが不適切な箇所については、同項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。